

公告第 343 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 11 月 5 日

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 海外販路等開拓支援業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,002,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

第 3 実施要領及び様式の入手方法

海外販路等開拓支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書及び様式等については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト入札・契約ポータルサイト入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

第 4 担当部局

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市農商工部産業雇用政策課輸出・マーケティング係（担当 鈴木）

電話 024-924-2251 メールアドレス sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び企画提案書の提出

1 提出期限

(1) 参加表明書 令和7年11月19日(水)17時まで

(2) 企画提案書 令和7年11月26日(水)17時まで

※それぞれ必要な添付書類を併せて提出すること。

2 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市農商工部産業雇用政策課

3 提出方法 持参又は送付による。

また、提出書類の電子データを提出すること。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く9時から17時まで(12時から13時までを除く。)の受付とする。

※送付の場合は、配達の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

1 海外販路等開拓支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会設置要綱(令和7年11月4日制定)に基づき設置する委員会(以下「委員会」という。)において、実施要領等で定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

(1) 事業者名

(2) 契約候補者名及び次順位者名

(3) 各参加者の評価点

(4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、検査の完了後に支払うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出期限以降の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 企画提案書に含まれる著作物の著作権は提案参加者に帰属することとするが、発注者は提案内容の審査等、本プロポーザル上必要な場合に限り、その写しを使用できる。
- 5 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。